

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり令和6年1月18日付けで変更した。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ （大型魚）	京都府定置漁業	26.45 t
	京都府漁船漁業等（日本海）	0.1 t
	京都府漁船漁業等（その他海域）	1.62 t
	留保	1.23 t